

第2回専門研修WT(地域保育)での主な意見と方向性等

子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会 第3回専門研修WT(地域保育)	資料1
平成26年10月23日	

○子育て支援員専門研修(地域保育コース)の研修科目等について

【地域保育コースの研修の枠組み等】

主な御意見	方向性等	備考
○家庭的保育、小規模保育、事業所内保育については、地域型保育事業の研修として一体的に実施可能。	→家庭的保育、小規模保育、事業所内保育については、地域型保育事業の研修として一体的に実施する方向で検討。	
○地域型保育コース、一時預かりコース、ファミリー・サポート・センターコースの3類型とすることが考えられる。	→地域型保育コースの選択部分の研修は、地域型保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センターの3類型とする方向で検討。	
○一時預かりについても、地域型保育事業の研修と同じ枠組みで学べるようにして欲しい。	→地域型保育事業の研修を受講した者は、一時預かり事業にも従事可能とする。ただし、地域型保育事業の研修受講者に対し、一時預かりの研修の受講を推奨する方向で検討。	
○一時預かりを地域型保育事業の研修と同じ枠組みにすると研修時間が長くなってしまうことが懸念される。	→「実施自治体制度について」の中で一時預かり事業について説明するとともに、「地域型保育の概要」で一時預かり事業とは何か説明するとともに一時預かり事業の研修受講を促すこととする方向で検討(ガイドライン等に記載)。	
○最低限必要な研修内容が満たされているかどうかということを全体としての時間数よりも重視すべき。	→幅広い人材が本研修を受講することを勘案し、研修時間数について考慮するとともに、地域保育コースの専門研修において、各事業について必要な研修内容が満たされるようにする方向で検討。	
○最低限必要な研修を現任研修やフォローアップ研修に回してしまうことは好ましくない。		

【地域保育コースの研修科目・内容】

主な御意見	方向性等	備考
<p>○地域型保育の研修科目としては、地域型保育事業の概要60分、地域型保育の保育内容120分、地域型保育の運営と管理60分、保護者への対応90分、見学オリエンテーション30分、見学実習とすることが考えられる。</p>	<p>→地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）の研修科目としては、地域型保育の概要60分、地域型保育の保育内容120分、地域型保育の運営60分、地域型保育における保護者への対応90分とする方向で検討。見学実習等については、別途整理。</p>	
<p>○連携施設に関する内容を追加し、概要や運営管理に関する時間を延ばしてはどうか。</p>	<p>→「家庭的保育補助者・保育従事者の職業倫理と配慮事項」（90分）の「保育所や様々な保育関係者との関係」の項目で連携施設について学ぶ方向で検討（ガイドライン等に記載）。</p>	
<p>○「心肺蘇生法」については、日赤等での講習会の受講済み証で確認することとしてはどうか。</p>	<p>→「心肺蘇生法」については、3歳未満児に対する対応として、必要な科目として残す方向で検討。</p>	
<p>○専門研修で行う「心肺蘇生法」では、3歳未満児を想定しており、また、窒息の対応やAEDの使い方なども学ぶことを念頭においており必要な科目である。</p>		
<p>○研修終了後、理解度や適応性をチェックするよう、ヒアリングやレポートを課してはどうか。</p>	<p>→研修を受講したにもかかわらず、受講終了を認めないことは適当でないため、理解度や適応性の試験は設けない方向で検討。</p>	
<p>○実践する中身のイメージが持てるよう、子どもの生活援助や遊びに関する科目を設けることが必要。</p>	<p>→「乳幼児の生活と遊び」に関する科目を設ける方向で検討。</p>	

主な御意見	方向性等	備考
○見学実習については、行うことが望ましいが、全ての人が事業に従事するのではないため、受け入れ側の負担の方が大きい。	→見学実習については、地域の実情等に応じ、DVDの視聴等と講義などによる実施を可能とする。また、認可保育所での0～2歳児の保育に関する見学実習による実施も可能とする方向で検討。 →見学実習を実施する場合は、研修実施機関において実習のマネジメントを行い、感染症や個人情報等の問題に十分注意することを入れる方向で検討（ガイドライン等に記載）。	
○見学実習については、認可保育所で0～2歳児の保育を見学することでもよい。		
○見学実習については、DVDの視聴等で代用可能としてはどうか。		
○見学実習の代用としては、講義だけでなく、視聴覚的に見るものと講義を組み合わせることで実施することとした方がよいのではないか。		
○見学実習を行う場合は、実習をマネジメントする機関が必要。		
○見学実習を行う場合は感染症や個人情報等のリスク等に留意する必要がある。		
○既に保育所の保育補助などに従事している場合に、実習の時間数等で配慮できないか。	→既に保育所の保育補助に従事している者等については、それぞれ勤務状況等が異なっていることから見学実習の免除等はしない方向で検討。	
○「気になる子どもへの対応」については、研修内容が誤解されないようにすべき。	→「気になる行動をする子どもへの対応（0～2歳児）」に科目名を変更。誤解が生じないような内容を入れる方向で検討（ガイドライン等に記載）。	
○「気になる子どもへの対応」で「遊びー日本に伝承されてきた育児法を用いるー」という表現はわかりにくい。	→「発達を促す遊び」と表現を変更する方向で検討。	

主な御意見	方向性等	備考
○健診や母子健康手帳の内容及び必要性等について学ぶことが必要ではないか。	→「小児保健Ⅰ」の「発育と発達について」で健康診断及び母子健康手帳について学ぶ内容を入れる方向で検討（ガイドライン等に記載）。	
○子どもの育ちの見通しをもって保育を行うことや季節感を感じる必要があるため、計画と記録の必要性を学ぶことが必要ではないか。	→「地域型保育の保育内容」の中で、「保育の計画と記録」として、計画や記録の必要性を学ぶ内容を入れる方向で検討。（ガイドライン等に記載）	
○演習として、子どものおむつ交換や食事の介助などを学んだり、ミルクやほ乳瓶、離乳食の補助食等の実物について知っておくことが必要ではないか。	→「見学実習」又は見学実習の代わりに実施する演習の中で、子どものおむつ交換や食事の介助等を学び、ミルクやほ乳瓶等の実物について知る内容を入れる方向で検討（ガイドライン等に記載）。	
○全体に文言が合っていない部分があるので整理が必要。	→文言については全体的に整理する。	

○現行の家庭的保育事業における研修の取扱い

【既存の家庭的保育補助者・保育従事者について】

主な御意見	方向性等	備考
<p>○既に家庭的保育事業の基礎研修を修了している場合は、家庭的保育事業に限らず小規模保育事業についても、新たに地域型保育の研修を受講しなくても、引き続き従事可能とすることは当然の対応。</p>	<p>→既に家庭的保育事業の基礎研修を修了している家庭的保育事業の家庭的保育者及び家庭的保育補助者、小規模保育事業の保育従事者については、子育て支援員専門研修を受講しなくても引き続き事業に従事できる方向で検討。</p>	
<p>○既に家庭的保育事業の基礎研修を修了している者が、子育て支援員研修を受講を希望する場合は、家庭的保育事業の基礎研修で受講済みの科目を確認した上で、未受講の科目を受講すればよいこととしてはどうか。</p>	<p>→既に家庭的保育事業の基礎研修を終了している家庭的保育事業の家庭的保育補助者及び小規模保育事業の保育従事者が、子育て支援員の研修受講を希望する場合は、未受講の科目を受講すればよいこととする方向で検討。</p>	
<p>○既に家庭的保育事業の基礎研修を修了している者で、事業に従事しなくなってから一定期間経った場合、子育て支援員専門研修の一部科目免除は認めないとする場合、子育て支援員の専門研修についても、従事しない場合に研修の有効期間を設けることになるのではないか。</p>	<p>→事業に従事しなくなってから一定期間経った場合についても、原則として同様の取扱いとする方向で検討。</p>	
<p>○子育て支援員の研修に有効期間を設けると、従事者が減ることになるのではないか。</p>		
<p>○子ども・子育て支援新制度施行後も、一定期間は家庭的保育事業の基礎研修での対応を可能とすべき。</p>	<p>→子ども・子育て支援新制度施行後も、一定期間は家庭的保育事業の基礎研修での対応を可能とする。</p>	

【保育士資格を有する者について】

主な御意見	方向性等	備考
○保育士資格を有する者が、家庭的保育事業の家庭的保育者又は家庭的保育補助者への従事を希望する場合は、子育て支援員専門研修の地域型保育事業の研修又は、家庭的保育事業の基礎研修を受講すればよいこととしてはどうか。	→保育士資格を有する者が、家庭的保育事業の家庭的保育者又は家庭的保育補助者への従事を希望する場合は、子育て支援員専門研修の地域型保育事業の研修又は、家庭的保育事業の基礎研修を受講すればよいこととする。	

【家庭的保育事業の認定研修の保育実習(Ⅱ)の免除対象について】

主な御意見	方向性等	備考
○家庭的保育事業の認定研修の保育実習(Ⅱ)の免除対象については、地域保育コースの地域型保育事業の研修を終了した者が、地域型保育事業に従事した期間を対象とすべき。	→家庭的保育事業の認定研修の保育実習(Ⅱ)の免除対象については、地域保育コースの地域型保育事業の研修を終了した者が、地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業)に従事した期間を対象とする。	
○免除対象とする従事期間について、客観的証拠を残しておく必要があることを事前に説明しておく必要がある。	→免除対象とする従事期間について、各事業者において、客観的証拠を残しておく必要があることを都道府県等を通じて周知することとする。	